



公文書管理法(案)と地方公文書館制度

富田健司(芳賀町総合情報館)

はじめに

- 法案成立を前提に、今後地方公文書館の問題として浮上すると思われることを考えてみたい。
- 検討の理由：
公文書管理及び公文書館制度は、“国”にとどまらない、“地方自治体”にも普遍かつ喫緊の課題。
→ 国家政策とするならば、地方自治体の現状にも国の目配りが不可欠！
→ 日本初の公文書館は山口県文書館（1959年）。当該制度拡充の運動及び議論は、常に国よりも地方がリードしてきた。公文書館法（1987年）制定についても、地方公文書館関係者等の強い運動によって成立した経緯がある。

1 地方公文書館の現状

- 公文書館施設(既存館)を有する地方自治体:53館
 - 都道府県:30館
 - 政令指定都市:7館
 - 市区町村:16館
- ＜市区町村数:1800自治体 20090401現在＞
(施設数は国立公文書館HPより作成)

→ 決定的不存在:公文書館施設を有さない地方自治体が圧倒的に多い！！

cf; 地方公立図書館数:3105館(『日本の図書館 2008年版』)

1 地方公文書館の現状

● 公文書館が存在しない地方自治体-3タイプ-

1	施設(箱物)を持たず、“要綱”等の内規により公文書館機能を担保し、重要な公文書等の保存利用を進める。	佐賀県、岩見沢市、弟子屈町、秋田市、草加市、北本市、小矢部市、五泉市等
2	文書管理規程に基づき、文化財担当者や自治体史編さん室などが重要な公文書等を収集する。	全地方自治体のうち、約40% (概算)
3	文書管理規程に基づく重要な公文書等の収集は行われることなく、保存年限に従い公文書を廃棄する。	全地方自治体のうち、約60% (概算)

2地方公文書館の課題

- 行政組織内における文書管理業務及び公文書館制度のプレゼンスの低位が機能縮小や閉鎖を招く可能性
→ 地方自治体の財政難により、既設館の維持発展が見込めない現実 ex; 岐阜県歴史資料館等
- プレゼンスの低位が予算や人員に直結
→ 過去に地方公文書館施設が国の補助を梃子に建設された事例は恐らく無い
cf. 公文書館法第6条(資金の融通等)「国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。」
→ 又、国の補助に基づく公文書等の整理保存に関する国庫補助事業のようなものも無い

2地方公文書館の課題

- プレゼンス向上のためには専門職員の存在が不可欠
→ 専門職制度は依然として未確立。現状では一般職や学芸員等が専門職員として業務に従事、又非正規専門職員も多い。
- 市町村合併文書の行方：現段階では散逸の危機は仄聞しないが、今後5～10年の間に庁舎新設や新自治体の事業が本格展開されたとき、廃棄・散逸の危険性
- 地方自治体を牽引する国機関の不存在
→ 国立公文書館がその責を担おうとしているが、現体制では力量不足

cf. 公立図書館：文部科学省

3課題解決のために

- 公文書管理法(案)の成立が追い風になり得る

法案第32条(地方公共団体の文書管理)

「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」

- これを考慮すれば、必然的に公文書管理条例(現今では、大阪市、ニセコ町、宇土市3例のみ)の制定及びその延長線上としての公文書館制度の創設を想起せざるをえない。
- 前記課題が顕在化し、地方自治体はその対応に迫られる。
- 制度構築のためのノウハウは？財政的措置は？等々・・・

3課題解決のために

- 当該政策に対する財政的措置の必要性

1. 現用文書管理を適正化するための予算

2. ソフト：既存館及びこれから公文書館を創ろうとする自治体には、大量の未整理資料が存在
→その資料整理・保存業務への予算

※重要な公文書等は、役所文書庫、博物館や図書館の収蔵庫にも相当眠っており、その部分にも光を当てたい・・・。

※資料のデジタルアーカイブを進めるにも、まず資料の原物そのものの整理が不可欠！デジタル化ではなく、資料の原物整理に活用できる予算を！

3. ハード：地方公文書館施設新設及び既存公共施設の公文書館転用に伴う改築のための予算

3課題解決のために

- 公文書館専門職制度の創設と牽引機関の機能強化

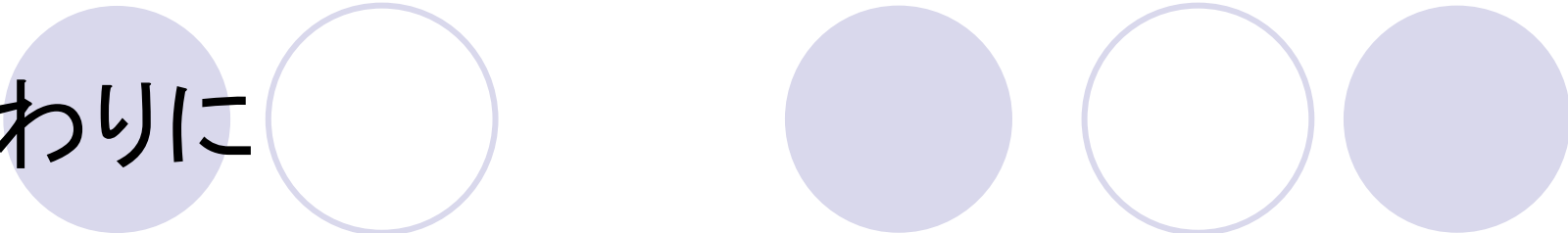
1. ソフトに対する財政的措置を円滑に実現するためにも、公文書館専門職員等の専門的知識を有する人材の養成と配置が不可欠！ cf: 全史料協、日本アーカイブズ学会での議論

→ 公文書館法附則第2条の撤廃の必要性

2. 地方自治体の公文書管理及び公文書館政策の底上げを図るためには、やはり地方の当該政策に対処できる国の窓口が必要！

→ 国立公文書館の機関拡充の中で、主体的に地方自治体に対する支援措置を取れるようにすべき。

おわりに



- 国家として公文書管理及び公文書館政策についてのグランドデザインを考えるならば、国だけが充実しても全体の底上げにはなりません。やはり、地方公文書館をはじめとする国以外の記録管理とアーカイブズの在りようにもウイングを拡げた国の政策展開を、この法案議論を契機に強く希望します。